

医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について

1 趣旨

我が国では、高額医療機器の人口当たり配置台数が諸外国に比して突出して多く、また国内の地域偏在も存在します。人口当たり配置台数の多い地域では、需要に比して過大な設備投資となっている可能性や、医療機関の収益を圧迫している可能性が指摘されており、地域における必要かつ適切な医療提供体制を確保するためには、高額医療機器の共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する必要があります。このため、利用率の高い既存機器への集約化や共同利用を目的とした医療用機器の新規購入を行う場合について、特別償却の対象とします。

2 申請手続

(1) 提出書類

- ア 確認願（様式1）
- イ 整備する機器の仕様等を示す書類（パンフレット等）
- ウ その他添付書類

区分	提出書類
(ア) 一定基準以上（注）の利用頻度がある機器更新	全身用CT・MRIの利用回数を示す書類
(イ) 共同利用を前提とした新規（追加）購入	共同利用を行う連携先医療機関との合意書等（任意様式）
(ウ) 上記以外	地域医療構想調整会議への説明資料（様式1別紙「医療用機器の効率的な配置計画書」）

注：全身用MRI 1か月当たり40件

全身用CT 1か月当たり20件

※ 上記提出書類以外にその他参考となる資料がある場合は添付してください。

(2) 書類の提出先

岐阜県健康福祉部医療整備課医事係

(3) 提出期限

- ・ 地域医療構想調整会議への説明を要しない場合（2（1）ウ（ア）、（イ）の場合）
随時
- ・ 地域医療構想調整会議への説明を要する場合（2（1）ウ（ウ）の場合）
地域医療構想調整会議の開催は不定期であるため、毎年 of 提出期限については、事前に御相談ください。

(4) 地域医療構想調整会議への説明

- ・ 区分「ウ」の場合、特別償却を利用するには、地域医療構想調整会議の確認を受けるため、御提出いただいた書類を、医療機関の所在する圏域を担当する地域医療構想調整会議に提出します。

- ・ 地域医療構想調整会議での説明は事務局（県）からまとめて行いますが、個別医療機関の具体的対応方針に対する質疑応答や意見が出る可能性があるため、会議には原則として参加をお願いします。

（５）確認証の交付申請

- ・ 県での確認後、納税地を所管する税務署に青色申告書を提出する際に必要な確認証の交付申請（様式２）が必要です。

（６）その他

- ・ 申請から確認証交付までの大まかな流れは、別添「医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度 事務フロー図」を御確認ください。